

香川県条例第27号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前					
<p>(行為の制限) 第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="179 1187 1050 1378"> <tr> <td>1～16 略</td> </tr> <tr> <td><u>17 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為</u></td> </tr> <tr> <td>18～34 略</td> </tr> </table>	1～16 略	<u>17 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為</u>	18～34 略	<p>(行為の制限) 第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。 (1)～(7) 略 2 国の機関、都道府県、市（都の特別区を含む。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務の全部を処理する町村又は規則で定める独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）が行う行為については、前項の許可を受けることを要しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。 3 別表第1に掲げる行為については、第1項の許可を受け、又は前項の協議をすることを要しない。この場合において、その行為をしようとする者は、あらかじめ知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1164 1190 2036 1382"> <tr> <td>1～16 略</td> </tr> <tr> <td><u>17～33 略</u></td> </tr> </table>	1～16 略	<u>17～33 略</u>
1～16 略						
<u>17 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為</u>						
18～34 略						
1～16 略						
<u>17～33 略</u>						

附 則
この条例は、公布の日から施行する。